

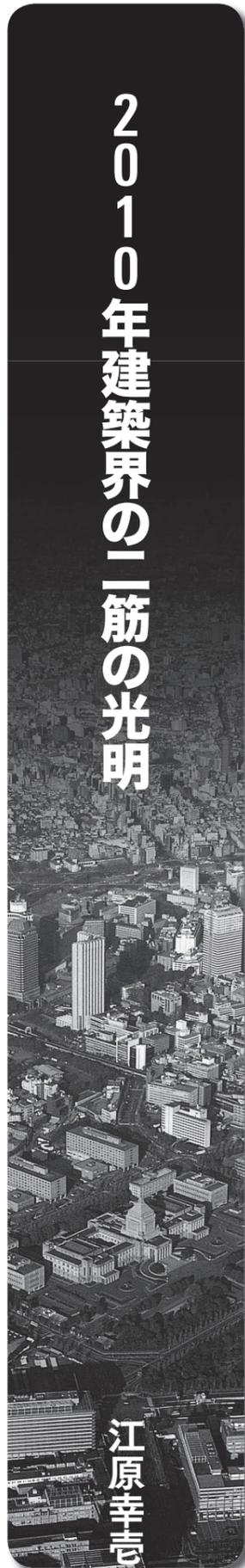
鬼 追新理事長のもとに(勅)日本漢字能力検定協会から発表された2009年の「今年の漢字」は「**新**」であった。選ばれた5つの理由は、**新政権**の誕生、スポーツ界の**新記録**(野球のイチロー選手、陸上のウサイン・ボルト選手、水泳選手の活躍)、**新型インフルエンザ**の猛威、**新制度**の導入(裁判員制度、エコポイント・エコカー減税など)、未来に向かって**新しい時代**の幕開け、というものである。

政治の世界の「**新しい時代の幕開け**」は、**新政権**の誕生によってもたらされた。新政権の公約通り、官僚主導から政治主導への政治システムの大転換である。かつての与党政権は官僚と一体化して絶対的な政治システムを確立していた。国家のシナリオは東大出身のキャリア官僚によって策定され、大臣が傀儡となり口パクをしていれば、失政を咎められることも、政治家生命を断たれることもなかった。しかし、キャリア官僚のシナリオは完全に破綻し、国家の財政危機、中央集権の行き詰まり、公共工事による環境破壊と無駄遣い、官僚の天下りの実態が新政権の発足と共に露呈した。

永田町や霞ヶ関を観察していると、政治主導という政策決定システムの変化は、与党政治家の意欲、官僚の態度、政策決定の過程などから直に感じることができる。

永田町界限では2009年度の流行語大賞は「仕分ける」と囁かれているように、「事業仕分け」というデモンストレーションが、政治家と官僚の地位の逆転を国民に印象づけた。

テレビは「強い政治家が上から目線で弱い官僚を虐めている」映像を繰り返し放映し、無辜で政治無知な学者や文化人を使って批判させ、国民の判官臍胆の心理につけ込ん



で「事業仕分け」の本質的な議論から国民の目をそらせようとした。事業仕分けによって「離れですぎ焼きを食う」天下りの実態が白日の下に曝された。事業仕分けは今後省庁ごとに、さらに地方自治体ごとに行われるであろう。

2010年度の住宅局関係予算概算要求を見ると、前政権の官僚主導でできた政策を前提に予算が組まれているために、事業目的と期待される効果が合致しない予算要求になってしまっている。**新政権**下で改めて事業仕分けを行い、予算配分の見直しを求めたい。

以下に概算要求から数例を挙げてみる。

「住生活基本計画」は住宅の質を向上させ、ストック型社会における既存住宅の流通とリフォーム市場の形成を目的としている。基本的な施策の内、長期優良住宅等推進事業は政策の目玉であるが、効果は期待できない。初年度は130億円、昨年度は250億円を使い、今年度は444億円が予算計上されている。当初期待された共同住宅での実績は上らず、戸建て住宅では長期優良住宅仕様は全体の1割程度に過ぎない。この事業による波及効果も期待できない。将来の既存住宅の市場の形成にはほとんど寄与しない。長寿命として実績がある伝統的構法の木造住宅が長期優良住宅の対象にはならないことがこの制度の矛盾を表している。

2007年の改正建築基準法の施行によって確認審査が厳格化され、増改築工事が困難になったため、リフォーム市場も伸び悩んでいる。さらに厳格化は既存建物の財産価値の喪失をもたらせた。設計図書、構造計算書、完了検査済書がない建物は銀行からの融資が受けられないため売買もできず、改修工

事さえ行えない。既存住宅市場は以前にも増して冷え込んでしまった。

住宅性能表示制度は実施率を上げるために半強制的に住宅ローンの利率と結びつけようとしたが、かえって着工数を下げてしまう可能性があるため実施されていない。住宅の品質向上の武器になるとされていたが、大手ハウスメーカー以外の注文住宅では手間がかかり過ぎるために普及していない。大手ハウスメーカーの住宅の品質は一定のレベルに達しているため、地域ビルダーの住宅に普及することが要であろうが今後も期待はできないので、制度の見直しが必要な時期にきているのではないだろうか。

消費者保護のために設けられた瑕疵担保履行法は昨年施行されたが、時間とともに徐々に問題が生じてきた。施工者が瑕疵担保保険に加入していなくても引き渡しができるために、引き渡し後供託に応じない業者には行政罰を受けることになるが、消費者が保護されるわけではない。

伝統的構法の木造住宅では、工法や仕様によっては雨漏りなどが免責になってしまうが、その分の保険の割引はない。保険の加入は強制ではなく、消費者による選択が可能な保険制度の方が妥当ではないだろうか。

2007年の改正建築基準法以降、関連法規の改正と新法制定が行われ、それと併せて想像以上の予算が計上されている。改正に関わった官僚は社会的混乱の責任を取ることなく無事昇進し、あるいは外郭団体に天下っている。時間の経過と**新政権**誕生により国土交通省内部にはしがらみがないので、目的を達成できそうにない事業は仕分けの対象にすべきである。

以上のように建築界全体が閉塞的状況にある中、昨年末に「**新しい時代の幕開け**」を感じさせる二つの重大な出来事があった。

一つは「建築基本法」制定に向けての動きであり、もう一つは「伝統構法の復権」の動きである。どちらも**新政権**の誕生によってもたらされた政治的産物として捉えられることもできる。

昨年11月17日に参議院議員会館で開催された「建築基

本法制定準備会」主催のシンポジウムでは、建築基本法に関心のある与野党議員と建築実務者との熱い意見交換が行われた。国会開催中の会間を縫って挨拶した馬淵澄夫国交副大臣は、建築基本法制定に前向きな姿勢を示した。

民主党の前田武志参議院議員は、新しくできる建築基本法には、日本の風土に相応しい建築、文化を大切に、伝統建築を後世に残せるように配慮すべきである。制定までに国民に理解され、国民運動に結びつけることが大切であると発言した。

これらに呼応するように建築団体の代表者はそれぞれ団体ごとに建築基本法制定に向けて前向きに検討している様子が報告された。このシンポジウムでは数年後に建築基本法の制定が実現する手応えを感じた。

「伝統構法の復権」の動きは、前号で報告した10月10日の「木の建築フォーラム／東京」のシンポジウムでの坂本功理事長の発言がきっかけになった。昨年11月19日の参議院国交委員会で公明党西田実仁議員の伝統構法に関する質疑で、馬淵副大臣がこの発言を取り上げ、国土交通省の3カ年事業「伝統的構法の設計法作成及び性能検証の事業」のあり方を見直す方向で動くことになった。具体的な内容は国土交通省内部で検討されているであろうが、伝統構法を建築基準法の中でしっかりと位置づけ、「足下フリー(柱脚に緊結しない)」の伝統構法の設計法を本格的に検討する方向で動きだした。小さな出来事ではあるが、日本の建築史にとっては重大な事件である。

新政権の行方と同様に建築界も先行きは不透明である。その中でこの二つの動きが「**新しい時代の幕開け**」になることを期待したい。



えはら・こういち | 木の建築設計

1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。1996年木の建築設計設立